



シンショク通信

今月のテーマ 「軽減税率」 社員食堂は？

2017年4月の消費税率10%への引き上げと同時に導入される軽減税率制度について、財務省がまとめた「外食」の線引き案が28日分かった。学校給食や老人ホームでの食事など「生活を営む場所」での食事提供は外食とはみなさず、軽減税率8%を適用する。一方、企業の社員食堂などは通常のレストランと同じく外食として扱い、軽減税率の対象としない。2月上旬に国会に提出する16年度税制改正関連法案に線引き案を盛り込む方針で、29日に自民党の会合で説明する。

軽減税率は酒類と外食を除く食品全般などに適用される。「酒類」「加工食品」「生鮮食品」などは酒税法や食品表示法など既存の法律で定義されている一方、「外食」はこうした法律上の明確な定義がないため、軽減対象の線引きの明確化が課題となっている。

財務省は昨年12月、外食について、(1)テーブルや椅子などの「飲食設備」を設置した場所での「食事の提供」(2)客の注文に応じて指定された場所での調理など一と定義。同省はその後の

検討で、学校給食や老人ホームでの食事については「生活を営む場所」で「他の形態で食事をとることが困難」などとして、外食から除外した。社員食堂や学生食堂などは、(1)に該当するとして外食と判断した。

また、客の注文に応じて料理人が出向いて調理するケータリングや出張料理のほか、ホテルのルームサービスやカラオケ店での食事提供は、レストランでの食事と同様に扱い、軽減税率の対象外とする。一方、映画館や球場などの売店や弁当の移動販売は、飲食用に設置したテーブルなどが無いことから、外食に当たらないとして、軽減税率を適用する方針だ。

毎日新聞(1/28)より引用

当社の事業では、弁当事業は軽減税率の適用になると思われます。税率アップは想定はしていたものの、またもや外部環境の大きな変化に対応しなければなりません。

社員食堂は「給食」or「外食」?

当社の考え方...

当社は50年間給食会社として商いを行ってまいりました。当社の理念「シンショクは食を通じて関わるすべての人の幸福を追求します」の「食」という言葉には給食も外食もどちらの意味も含まれており、それらを通じて、豊かに健康で生き生きとした生活をおくることのできる社会にしていきたいという想いを表しています。

そして飲食店営業の形態としての「社員食堂」については上の記事にあるように「生活を営む場所」=「給食」、そうでない所は「外食」というカテゴリになるところから「外食」になるようです。しかしながら上記の理念からしても当社は今までも、これからも社員食堂は「給食」として営業を行って行きたいと考えております。毎日の献立に好きなものもあれば、嫌いなものもあると思いますが、お客様の健康を考えて献立作成を行っております。嫌いなものも身体には大切なものですので是非残さずに食べていただきたく思います。でも美味しくなければやはり食べたくなります。そうならないように、お客様の「おいしかった」「ありがとう」の一言がいただけるような仕事の仕方を心がけていきたいと思います。

今月のスタッフひとこと

最近、給食施設への保健所から減塩の取り組みについての指導・アドバイスが頻繁に行われています。

お客様・社員の皆様、減塩を心がけて、野菜をたくさん摂取して健康な身体を維持するようにしていきたいと思います。

文責:北尻正太

「おふくろさん」インタビュー

今月のおふくろさん紹介です。(当社の現場で働くパートさんたちを紹介します)

【インタビュー内容】

- Q1.担当のお得意先様は?
A1.サンレー冷熱様社員食堂です。
- Q2.勤続何年目ですか?
A2.20年目です。
- Q3.得意料理は?
A3.おふくろの味・煮付け
- Q4.仕事で楽しかったことは?
A4.大勢のお客様から「美味しかった。ご馳走様!」と言われた時。
美味しく食べてもらう為に一工夫を考える事。
- Q5.現場から一言お願いします。
A5.まだまだ元気なうちは頑張ります。



ひと手間、ふた手間かけて頑張っている福永さんです。